

2020年9月号

(2020年9月13日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail：info@senshu-sr.com

HP：<https://senshu-sr.com>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

割増賃金の注意点

前回、前々回の事務所便りでは最低賃金を取上げました。今回は割増賃金を取上げるとともに、最低賃金と比較しながら違いを見ていきます。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆割増賃金の計算

労働者に時間外労働、休日労働、深夜労働を行わせた場合は、法令で定められた割増率以上で計算した割増賃金の支払いが必要です。各労働と割増率は、原則、下表になります。

労働	内容	割増率
時間外労働	労働基準法の労働時間は、原則1日8時間、1週40時間までと定められており、これを超えて労働をさせた場合	2割5分
休日労働	労働基準法の休日は、1週間に1回あるいは4週間を通じて4日以上付与すること定められており、この法定休日に労働をさせた場合	3割5分
深夜労働	労働基準法の深夜労働は、原則午後10時から午前5時までと定められており、この深夜時間帯に労働させた場合	2割5分

割増賃金の1時間あたりの賃金の求め方は、時間制の人は時間給、日給制の人は日給÷1日の所定労働時間、月給制の人は月給÷1か月の平均所定労働時間、出来高払制等の人は出来高払等の賃金総額÷その総労働時間、日給制の人が月額賃金を受ける場合などはそれぞれを合計した金額になり、これらに割増率を乗じます。

よくご質問頂くのは、①月給に含まれる賃金、②1か月平均所定労働時間(前々回の事務所便りを参照)です。

①月給に含まれる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金、つまり基本給と諸手当です。ただし、下記を除きます。

- ・臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ・1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ・家族手当
- ・通勤手当
- ・別居手当
- ・子女教育手当
- ・住宅手当

割増賃金の計算で間違いやすいのが、基本給のみの金額で計算し、諸手当を全て除いているケースです(役職手当、営業手当、精皆勤手当等を除いてしまう)。また、次項でご紹介する「一律支給」の家族手当、通勤手当、住宅手当を除いてしまうケース、固定残業手当を除いていないケースも見受けられることがあります。



前項でご紹介したように、家族手当、通勤手当、住宅手当は割増賃金の1時間あたりの賃金からは除きます。しかし、「一律支給」される場合は、これらの手当は除いてはなりません。

手当種類	除外有無	内容	具体例
家族手当	除ける	扶養家族の有無、人数に応じて支給	配偶者1万円、子5千円
	除けない	扶養家族の有無、人数に応じず一律に支給	一律1万5千円
通勤手当	除ける	通勤費用に応じて支給	6か月定期券に応じた費用
	除けない	通勤費用や通勤距離に応じず一律に支給	一律1日300円
住宅手当	除ける	住宅の費用に定率を乗じて支給	賃貸は家賃×定率、持家はローン×定率
	除けない	住宅の形態に応じて一律支給	賃貸は一律2万円、持家は一律1万円

月給制について、時間外労働の割増賃金の具体例です。

基本給：200,000円、固定残業手当50,000円、皆勤手当10,000円、家族手当10,000円、住宅手当10,000円、通勤手当5,000円

※家族手当、住宅手当、通勤手当は一律支給されないものとする。

年間労働日数250日、1日の所定労働時間8時間

①割増賃金の計算において、月給に含まれる賃金は、基本給、皆勤手当ですので、合計で210,000円になります。

②1か月平均所定労働時間は、250日×8時間÷12か月=166.6時間

1時間あたりの時間外労働の割増賃金は、210,000円÷166.6時間×1.25(割増率)=1,576円になります。

さて、ここでお気づきの方もいるかもしれません。

最低賃金に含まれる手当と、割増賃金に含まれる手当が異なるという点です。

手当	最低賃金	割増賃金
精皆勤手当	含まない	含む
通勤手当	含まない	含まない
家族手当	含まない	含まない
住宅手当	含む	含まない

精皆勤手当や住宅手当を支給している場合は、最低賃金と割増賃金の計算するときに、含む手当が異なっていることにご注意ください。両者同じだと思って含む手当を間違えてしまうと、最低賃金を下回っている、割増賃金額が少ないため未払賃金がある、という事態になりかねません。これを機に、最低賃金や割増賃金の再確認をしてみてくださいはいかがでしょうか。

◆時間外労働の割増率の動向

現行の時間外労働の割増率は25%ですが、1か月60時間を超える時間外労働の場合、超えた部分については割増率50%になっております。ただし、中小企業においては、割増率は25%で据え置かれ、猶予が認められております。

※中小企業（業種：資本金の額または出資の総額 または 常時使用する労働者数）

小売業：5,000万円以下 または 50人以下

サービス業：5,000万円以下 または 100人以下

卸売業：1億円以下 または 100人以下

その他：3億円以下 または 300人以下

しかし、この猶予は2023年4月から廃止されます。中小企業にとってはまだ数年先のことですが、時間外労働が多い場合は、今のうちから少しずつ減らしていくことが必要です。

